

福岡県産業廃棄物税条例の施行後の 状況と今後の方針等について

令和6年10月

福岡県

(産業廃棄物税に関する検討会)

目 次

報告の趣旨	1
I 産業廃棄物税導入の経緯等	
1 産業廃棄物税導入の経緯	1
2 令和元年度見直し時の検討結果	1
II 産業廃棄物税の仕組みと役割	
1 仕組み	2
2 役割	3
3 税収使途と主な事業	3
III 今回の検討について（検討フロー）	4
IV 産業廃棄物税に係る税収等の状況	
1 課税対象施設数の推移	5
2 課税の特例施設数の推移	6
3 税収の状況	7
4 課税対象施設への搬入量の推移	8
V 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証	
1 県内発生産業廃棄物の処理・処分の状況	9
2 排出事業者に対する意識調査	12
3 特別徴収義務者からの意見	24
4 税収使途事業について	24
VI 産業廃棄物税の効果等	
1 産業廃棄物量の推移に見る効果	31
2 事業者の意識と取組に対する効果	31
3 税収使途事業の効果	31
VII 結論	31

資 料

- 産業廃棄物税に関する検討会設置要綱
- 全国の継続状況
- 排出事業者に対する意識調査（概要、調査票等）

注） 文中において、最終処分（場）とは、特段の注記がある場合を除き、埋立処分（場）を意味する。

報告の趣旨

福岡県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図り、循環型社会の実現に資することを目的とした「福岡県産業廃棄物税条例（平成16年福岡県条例第34号。以下「条例」という。）」を平成17年4月に施行し、平成22年4月、平成26年12月及び令和2年12月に一部改正を行っている。

条例附則第5項において、この条例の施行後20年を目途に必要ながあれば条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

そこで、庁内に設置されている「産業廃棄物税に関する検討会」において、条例の施行に伴う産業廃棄物量の推移や事業者の意識変化の分析、税収を活用した事業の実績等を通して産業廃棄物税による政策効果を検証し、産業廃棄物税の今後のあり方を検討した。

I 産業廃棄物税導入の経緯等

1 産業廃棄物税導入の経緯

地方分権一括推進法の施行（平成12年4月）に伴い、本県では行政課題を解決するための政策税制として、産業廃棄物に着目した税を法定外目的税として創設することとした。

庁内の税制研究会がとりまとめた税構想をもとに、これを学識者による専門家会議に諮り、税制のあり方、政策効果、事業活動への影響、他地域との関係などについて検討が重ねられ、産業廃棄物の排出事業者を納税義務者とし、焼却と最終処分を課税対象とする新たな税構想として平成15年9月に最終報告がなされた。

この最終報告を踏まえ、課税技術上の詳細についてさらに検討を加え、平成16年6月に条例を公布し、平成17年4月1日から施行している（九州各県一斉導入（沖縄県は平成18年度））。

2 令和元年度見直し時の検討結果

平成26年12月の条例の改正において、「福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年福岡県条例68号）」の施行後10年（条例施行後15年）を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが条例附則第6項で規定されたことから、令和元年度に条例の規定について検討を行った。

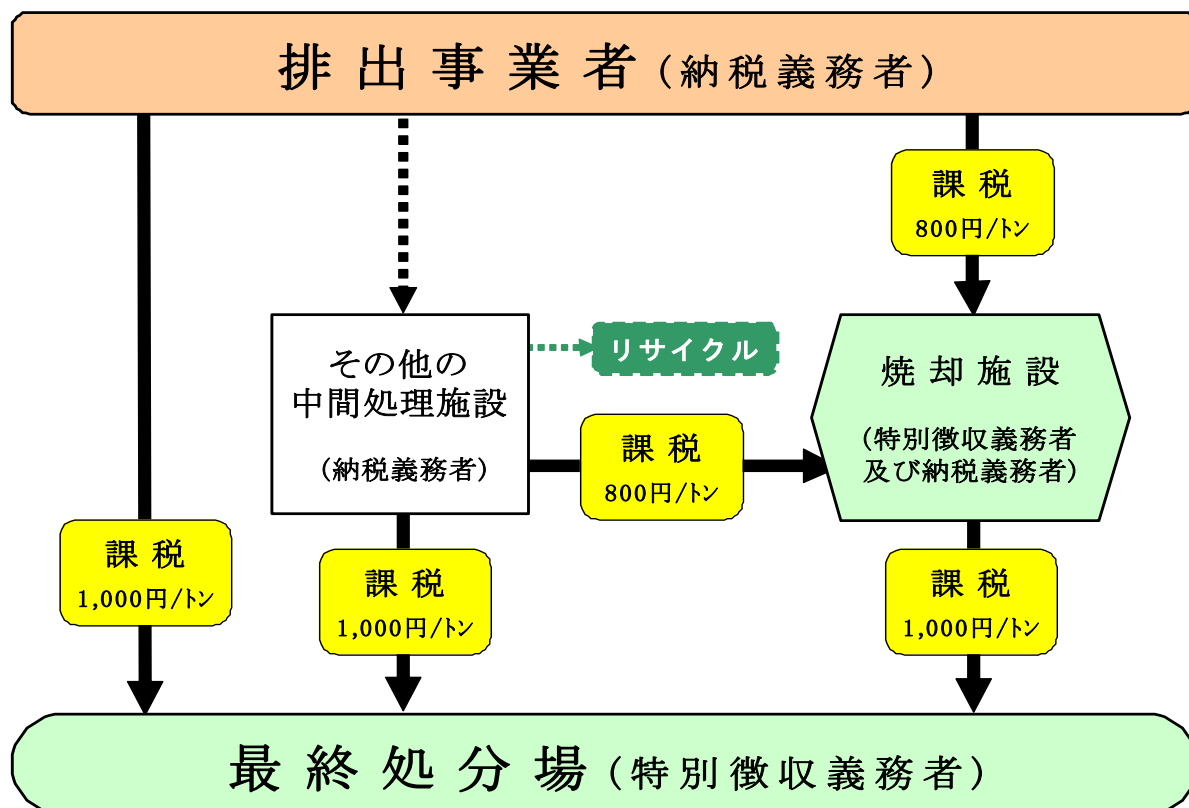
令和元年度の検討では、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出量削減や排出事業者の取組を推進するなど一定の効果を発揮していること、発生量は税導入時と比較して減少しているものの、排出抑制やリサイクルの推進の取組は、なお重要な政策課題とされていることから、条例を継続して施行することとされた。

さらに、5年後を目途に条例の施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきであるとされた。

II 産業廃棄物税の仕組みと役割

1 仕組み

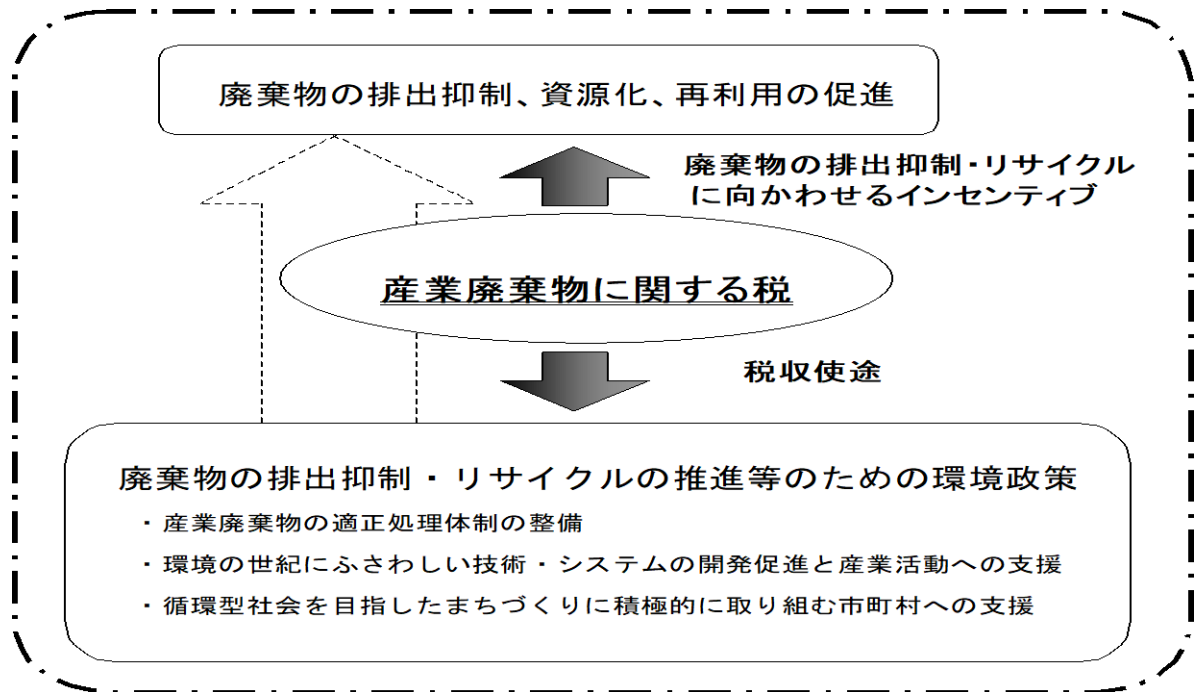
- ◎ より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに排出に近い焼却施設への搬入に課税
- ◎ 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設のうち、焼却施設への搬入のみに課税



項目	内容
納税義務者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
課税客体	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の重量
税率	焼却施設への搬入量1トン当たり 800円 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円
徴収方法	焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収 (申告納入) 排出事業者及び中間処理業者による申告納付

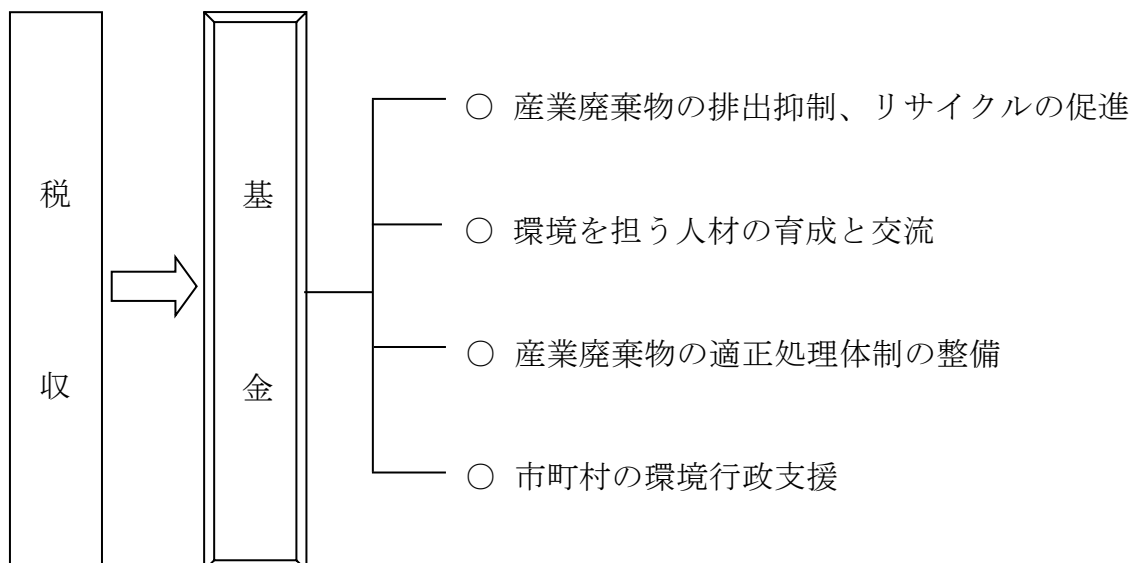
2 役割

産業廃棄物税は、事業者に産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機づけ（インセンティブ）を与えることのほか、税収を環境政策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進させる役割を担っている。



3 税収使途と主な事業

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図ることを目的に、基金を設置の上、以下の項目を柱とした施策に充当する。



Ⅲ 今回の検討について（検討フロー）

条例施行後 20 年を目途として、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。（附則第 5 項）



【事前整理】

導入の経緯
前回の検討結果
税の仕組みと役割 等



- 1 産業廃棄物税に係る税収等の状況
 - 課税対象施設数の推移、税収及び課税標準量等の状況

- 2 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証
 - (1) 産業廃棄物に関するデータ等の整理・分析
 - 産業廃棄物の発生量、排出量、処理・処分量の推移データの整理
 - (2) 税導入によるインセンティブ効果
 - 排出事業者に対する排出抑制、リサイクル促進への意識調査、分析
 - 特別徴収義務者からの意見集約
 - (3) 税収使途事業の効果
 - 税収使途事業の実績及び成果を把握し、その効果を分析



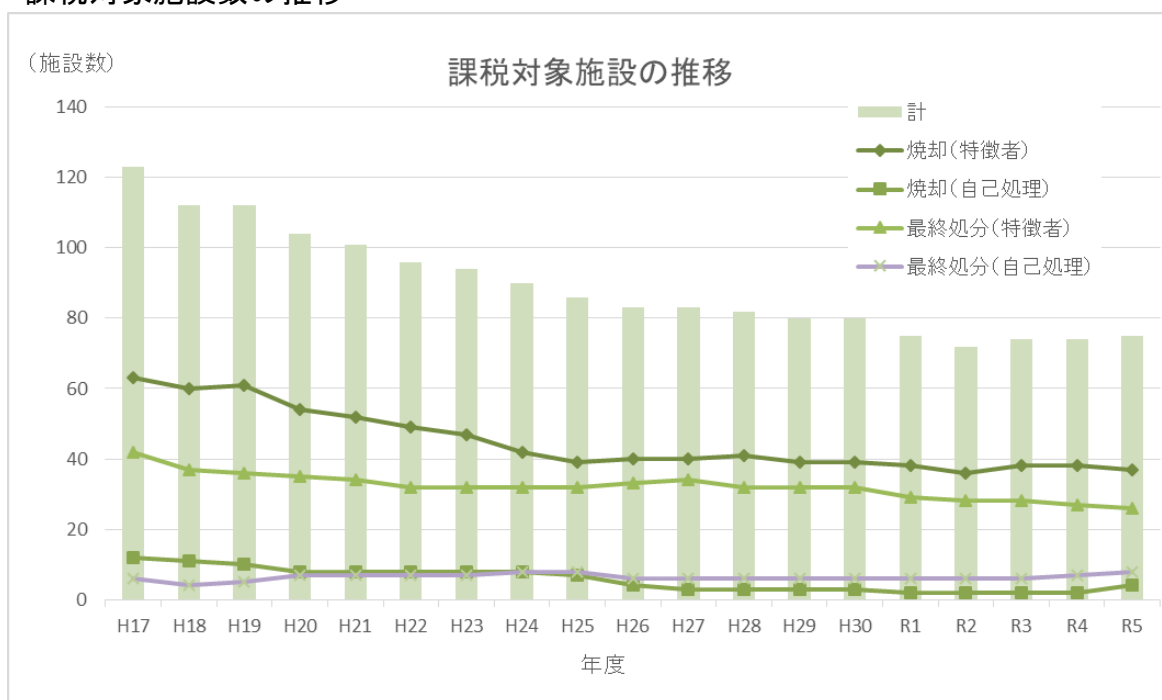
条例規定の検討の必要性を判断
報告書作成



条例改正

IV 産業廃棄物税に係る税収等の状況

1 課税対象施設数の推移



年度	焼却(特徴者)	焼却(自己処理)	最終処分(特徴者)	最終処分(自己処理)	計
H17	63	12	42	6	123
H18	60	11	37	4	112
H19	61	10	36	5	112
H20	54	8	35	7	104
H21	52	8	34	7	101
H22	49	8	32	7	96
H23	47	8	32	7	94
H24	42	8	32	8	90
H25	39	7	32	8	86
H26	40	4	33	6	83
H27	40	3	34	6	83
H28	41	3	32	6	82
H29	39	3	32	6	80
H30	39	3	32	6	80
R1	38	2	29	6	75
R2	36	2	28	6	72
R3	38	2	28	6	74
R4	38	2	27	7	74
R5	37	4	26	8	75

※ 施設数は搬入月を年度ごとに集計した場合の年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

焼却施設の数、特別徴収義務者が有する施設については近年横ばいであり、自己処理業者が有する施設については令和5年度に2者増となっている。最終処分場の数は、特別徴収義務者が有する施設については条例施行後減少傾向であったが近年微減となっている。また、自己処理業者が有する施設については増加傾向にある。

2 課税の特例施設数の推移

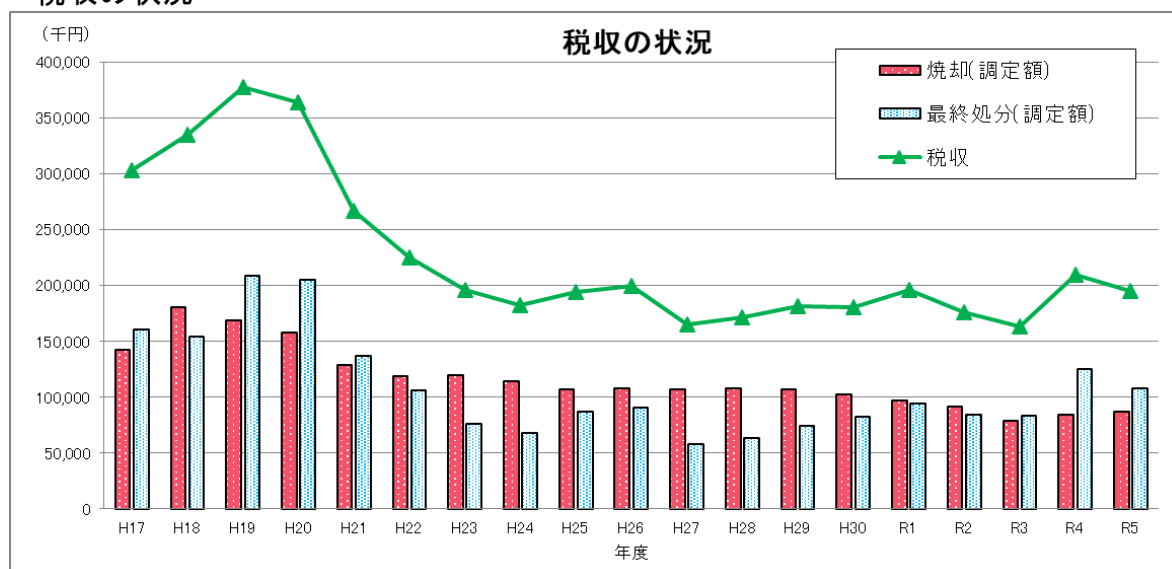
年度	規則条項	条例施行規則第3条		
		第1号	第2号	第3号
H17		16	8	3
H18		17	8	3
H19		16	8	3
H20		17	8	3
H21		17	8	3
H22		17	8	3
H23		17	7	3
H24		17	7	2
H25		17	7	0
H26		16	7	0
H27		16	7	0
H28		16	6	0
H29		16	6	0
H30		17	6	0
R1		18	4	0
R2		19	4	1
R3		19	4	1
R4		19	4	1
R5		20	4	1

第1号: 産業廃棄物を原材料として再生利用する施設
 第2号: 産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する施設のうち回収熱を製品の製造工程に利用している焼却施設
 第3号: 産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する施設のうち熱回収により発電を行う目的で設置されている焼却施設で余剰電力が売却されているもの

※ 施設数は各年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

産業廃棄物税条例施行規則第3条に規定する「特に循環型社会の形成に資する施設」として認定を受けた課税の特例施設のうち、産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設（第1号該当、セメント製造施設等）の施設数は、近年微増となっている。また、回収した焼却熱を製品の製造に必要とされる処理の工程について利用している焼却施設（第2号該当）の施設数は近年横ばいとなっている。焼却熱を回収して発電する施設（第3号該当）は、令和2年度に1件認定し、そのまま横ばいとなっている。

3 税収の状況



(単位：千円)

年度	焼却(調定額)	最終処分(調定額)	税収	年度	焼却(調定額)	最終処分(調定額)	税収
H17	142,389	160,569	302,958	H27	107,343	58,092	165,435
H18	180,937	154,098	335,035	H28	107,949	63,260	171,209
H19	168,563	209,313	377,876	H29	107,396	74,374	181,763
H20	158,462	205,552	364,014	H30	102,311	82,247	180,547
H21	129,394	137,329	266,723	R1	97,578	94,417	196,014
H22	119,188	106,142	225,330	R2	91,391	84,653	176,044
H23	120,192	76,040	196,232	R3	79,397	83,784	163,181
H24	113,986	68,270	182,256	R4	84,622	125,445	210,067
H25	107,067	87,448	194,515	R5	87,053	108,356	195,409
H26	108,266	91,205	199,471				

※ 産業廃棄物税は、福岡県内又は県外で発生したものかを問わず、福岡県内の産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもの。

※ 各年度の税収は、暦年（1月～12月分）の産業廃棄物の搬入量に応じた決算額。

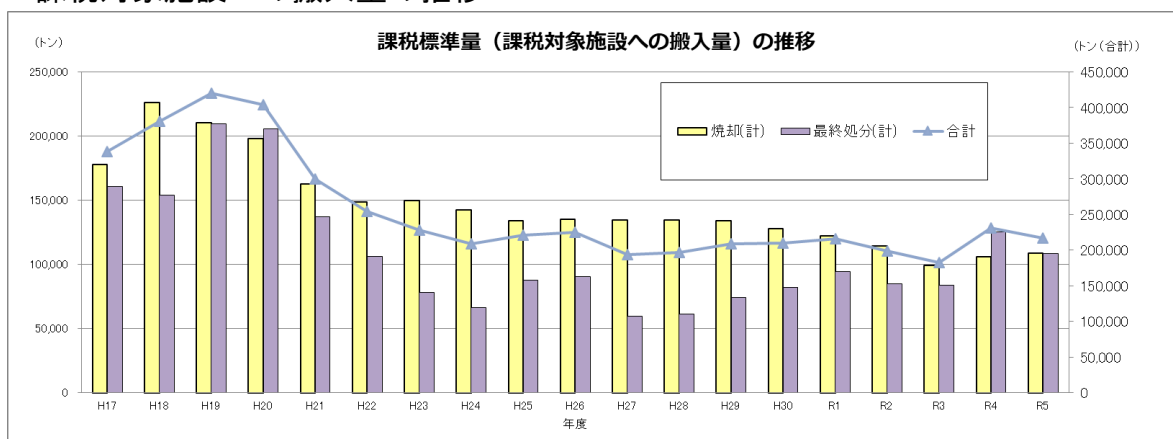
ただし、初年度の平成17年度は、4月～12月までの9か月分。

※ 調定とは、税収内容を確定する行為。

焼却施設への搬入に係る税収については、平成25年度以降、一定の水準で推移していたが、平成30年度以降は微減、令和4年度以降は微増となっている。

最終処分場への搬入に係る税収については、平成19年度に増加に転じた後に減少し、近年は増減を繰り返しながらも、若干の増加傾向となっている。

4 課税対象施設への搬入量の推移



(単位：t)

	焼却(特徴者)	焼却(自己処理)	焼却(計)	最終処分(特徴者)	最終処分(自己処理)	最終処分(計)	合計
H17	166,208	11,778	177,986	147,781	12,788	160,569	338,555
H18	211,486	14,843	226,329	151,542	2,556	154,098	380,427
H19	195,651	14,896	210,547	204,120	5,193	209,313	419,860
H20	182,572	15,506	198,078	201,588	3,964	205,552	403,630
H21	148,766	13,703	162,469	136,047	1,283	137,330	299,799
H22	135,938	12,810	148,748	102,120	4,022	106,142	254,890
H23	139,248	10,693	149,941	73,742	4,517	78,259	228,200
H24	133,340	9,143	142,483	59,648	6,643	66,291	208,774
H25	126,147	7,687	133,834	80,897	6,551	87,448	221,282
H26	130,633	4,330	134,963	82,096	8,474	90,570	225,533
H27	130,991	3,368	134,359	53,652	6,107	59,759	194,118
H28	131,485	3,271	134,756	58,238	3,355	61,593	196,349
H29	132,387	1,857	134,244	71,119	3,256	74,375	208,619
H30	125,184	2,705	127,889	78,763	3,485	82,248	210,137
R1	120,338	1,634	121,972	91,285	3,132	94,417	216,389
R2	112,580	1,659	114,239	79,072	5,581	84,653	198,892
R3	98,919	328	99,247	78,173	5,611	83,784	183,031
R4	105,471	305	105,776	118,583	6,862	125,445	231,221
R5	101,826	6,990	108,816	100,477	7,879	108,356	217,172

※ 各年度の課税標準量は、暦年（1月～12月）の産業廃棄物の搬入量。

ただし、初年度の平成17年度は4月から12月までの9か月分

課税対象施設のうち焼却施設への搬入量については、平成25年度以降は一定の水準で推移していたが、平成30年度以降は微減、令和4年度以降は微増傾向である。

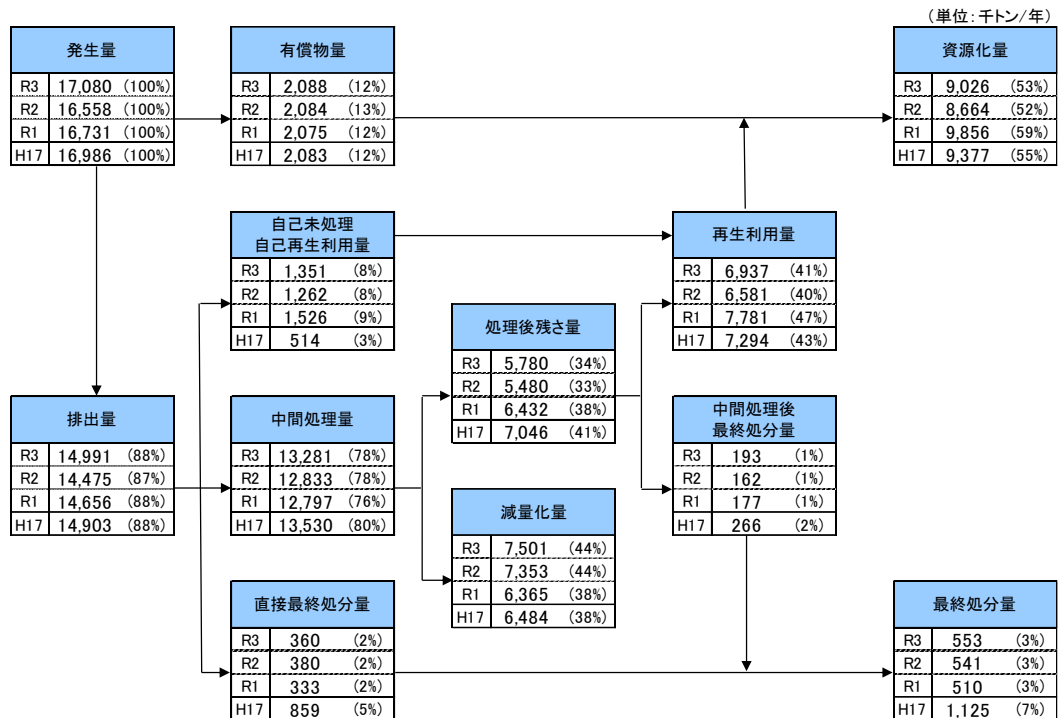
一方、最終処分場への搬入量については、平成19年度に増加に転じた後に、平成21年度以降は年々減少傾向にあったが、近年は増減を繰り返している。なお、最終処分場の拡張に伴う県外廃棄物の搬入量の増加及び県内大規模工事に伴いがれき類が増加したことにより、令和4年度に大きく増加に転じた。

V 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証

1 県内発生産業廃棄物の処理・処分の状況

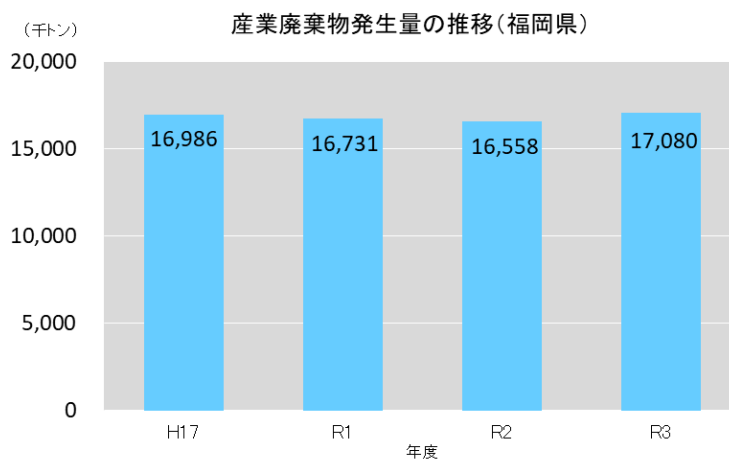
税の導入時期（平成 17 年度）と令和元年度から令和 3 年度までの産業廃棄物の処理実績報告等のデータを基に県内発生産業廃棄物の推移を取りまとめた。

(1) 県内発生産業廃棄物の処理・処分の状況



※ 図中の数値については端数処理により収支が合わない場合がある。

(2) 発生量の推移



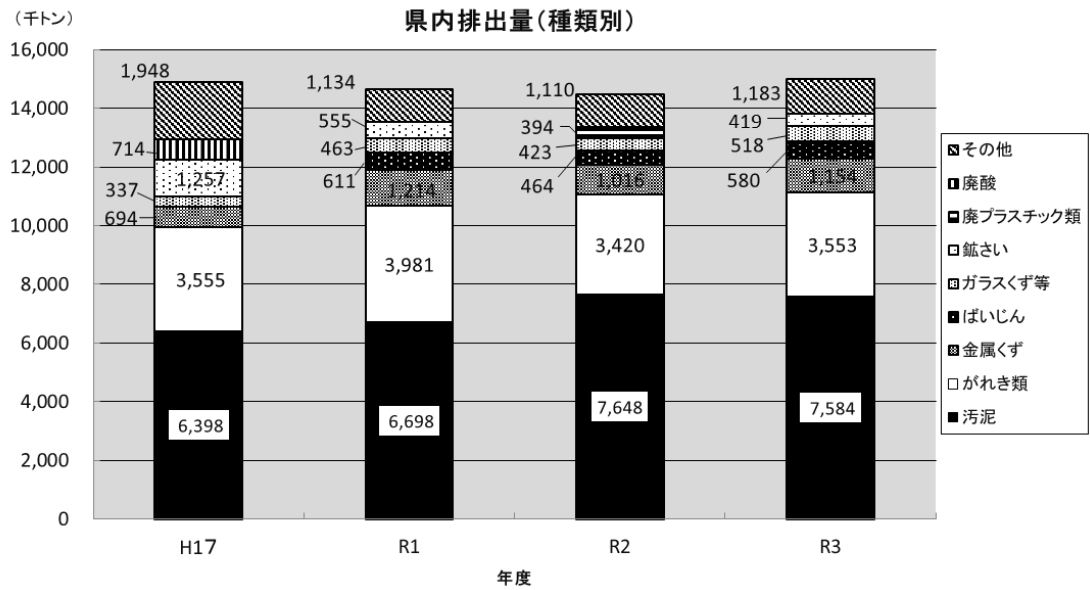
※ 平成 25 年度から汚泥の発生量を脱水前の量に統一したため、平成 17 年度と令和元年度以降とは単純に比較できない。

参考：平成 25 年度の汚泥発生量は、統一前（平成 20～24 年度）の平均値に比べ、44%増加した。

県内での産業廃棄物の発生量については、近年、ほぼ横ばいで推移している。令和元年度から令和 3 年度の発生量の平均は 16,790 千トンで、汚泥の発生量が脱水前の量に統一されたことによる影響を考慮すると、税導入当初の平成 17 年度と比べ、減少していると思われる。

(3) 県内の排出量の推移

ア 種類別排出量の推移



		H17	R1	R2	R3
汚泥	量(千トン)	6,398	6,698	7,648	7,584
	率(%)	43%	46%	53%	51%
がれき類	量(千トン)	3,555	3,981	3,420	3,553
	率(%)	24%	27%	24%	24%
金属くず	量(千トン)	694	1,214	1,016	1,154
	率(%)	5%	8%	7%	8%
ばいじん	量(千トン)	-	611	464	580
	率(%)	-	4%	3%	4%
ガラスくず等	量(千トン)	337	463	423	518
	率(%)	2%	3%	3%	3%
鉱さい	量(千トン)	1,257	555	-	419
	率(%)	8%	3%	-	3%
廃プラスチック類	量(千トン)	-	-	394	-
	率(%)	-	-	3%	-
廃酸	量(千トン)	714	-	-	-
	率(%)	5%	-	-	-
その他	量(千トン)	1,948	1,134	1,110	1,183
	率(%)	13%	8%	8%	8%
合計	量(千トン)	14,903	14,656	14,475	14,991

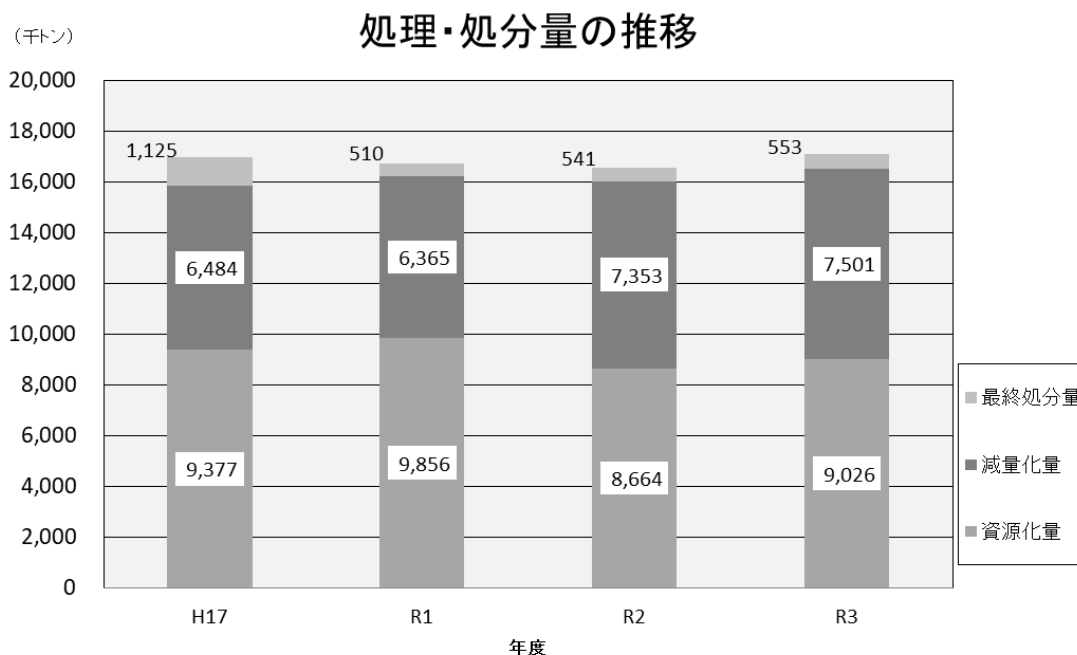
※ 平成 25 年度から汚泥の発生量を脱水前の量に統一したため、平成 17 年度と令和元年度以降とは単純に比較できない。

参考：平成 25 年度の汚泥発生量は、統一前（平成 20～24 年度）の平均値に比べ、44%増加した。

県内での産業廃棄物の排出量は、近年、ほぼ横ばいで推移している。令和元年度から令和 3 年度の排出量の平均は 14,707 千トンで、汚泥の発生量が脱水前の量に統一されたことによる影響を考慮すると、税導入当初の平成 17 年度と比べ、減少していると思われる。

令和 3 年度の産業廃棄物の排出量を種類別に見ると、汚泥が全体の 51% を占め最も多くなっている。以下、がれき類 24%、金属くず 8% 等となっており、これらの 3 種類で全体の約 8 割を占めている。

イ 処理・処分量の推移



		H17	R1	R2	R3
資源化量	量(千トン)	9,377	9,856	8,664	9,026
	率(%)	55%	59%	52%	53%
減量化量	量(千トン)	6,484	6,365	7,353	7,501
	率(%)	38%	38%	44%	44%
最終処分量	量(千トン)	1,125	510	541	553
	率(%)	7%	3%	3%	3%
合計	量(千トン)	16,986	16,731	16,558	17,080

※ 平成 25 年度から汚泥の発生量を脱水前の量に統一したため、平成 17 年度と令和元年度以降とは単純に比較できない。

参考：平成 25 年度の汚泥発生量は、統一前（平成 20～24 年度）の平均値に比べ、44%増加した。

令和 3 年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、処理・処分量 17,080 千トンの 44%に当たる 7,501 千トンが脱水、焼却等の中間処理によって減量化されている。

また、処理・処分量の 53%に当たる 9,026 千トンがセメント原料や建設資材、堆肥等に資源化されており、これに減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,527 千トン（97%）となっているほか、処理・処分量の 3%に当たる 553 千トンが最終処分されている。

減量化率は税導入当初の平成 17 年度に比べると約 6%増加し、最終処分量率は平成 17 年度に比べると約 4%減少している。

2 排出事業者に対する意識調査

[調査の概要]

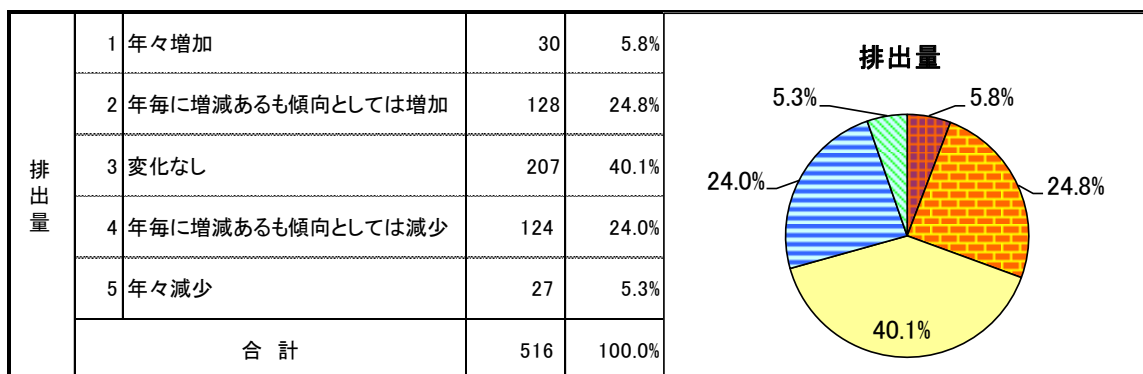
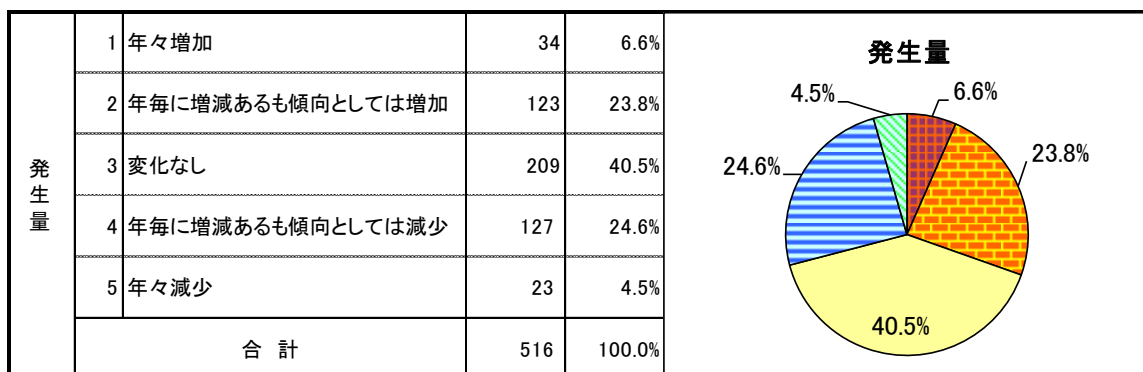
- 産業廃棄物の排出が多い製造業、建設業、電気・ガス水道業を中心に県内の事業所1,200か所を無作為抽出し、調査票を郵送
- 有効回答数521

(1) 産業廃棄物処理の状況等について

令和元年度以前と令和2年度以降（産業廃棄物税条例見直し前後）で比較した場合の排出される産業廃棄物量の変化について調査したもの

ア 廃棄物量の変化について

＜発生量、排出量＞

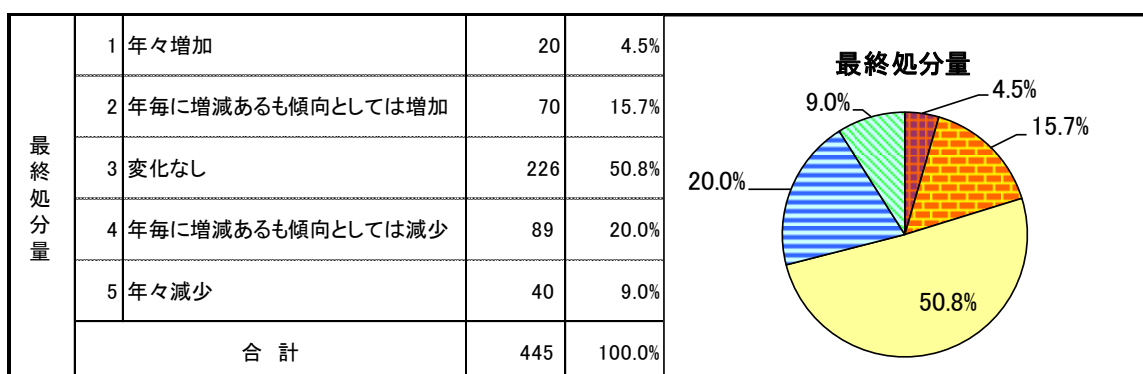
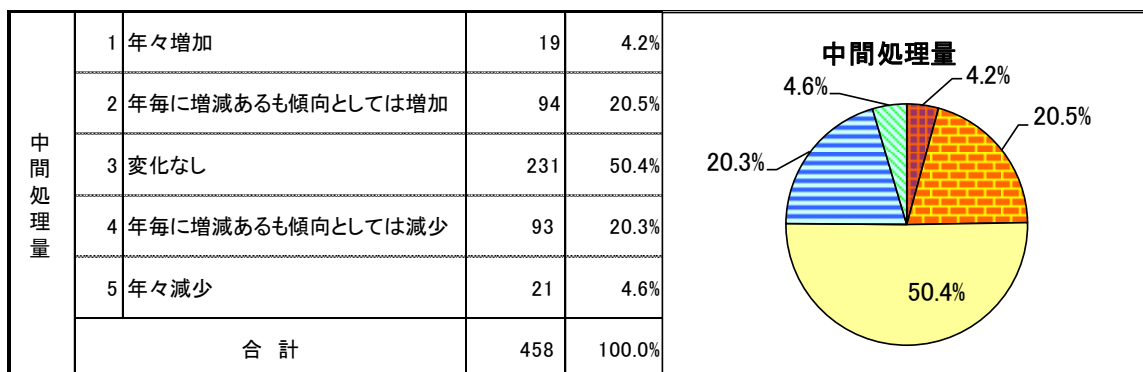
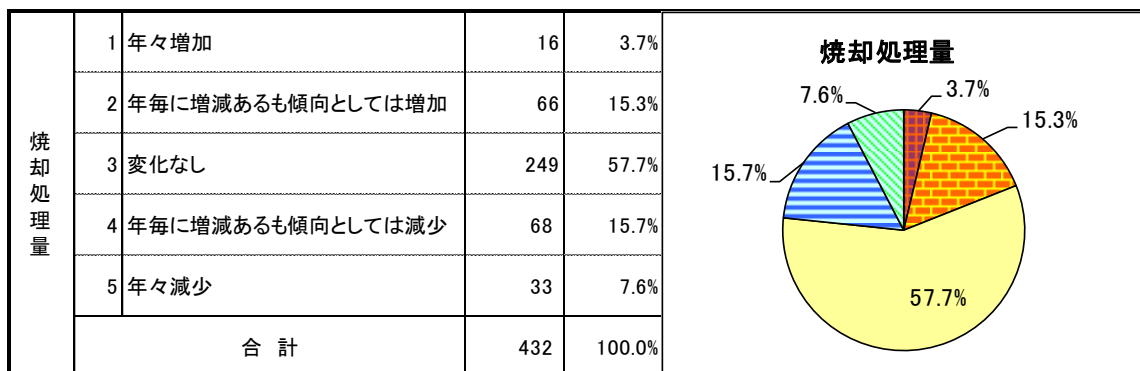


年々増加
 年毎に増減あるも傾向としては増加
 変化なし
 年毎に増減あるも傾向としては減少
 年々減少

発生量については、「変化なし」が40.5%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて29.1%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて30.4%と、増加の割合が高い。

排出量についても、「変化なし」が40.1%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて29.3%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて30.6%と、発生量同様、増加の割合が高い。

＜焼却処理量、中間処理量、最終処分量＞



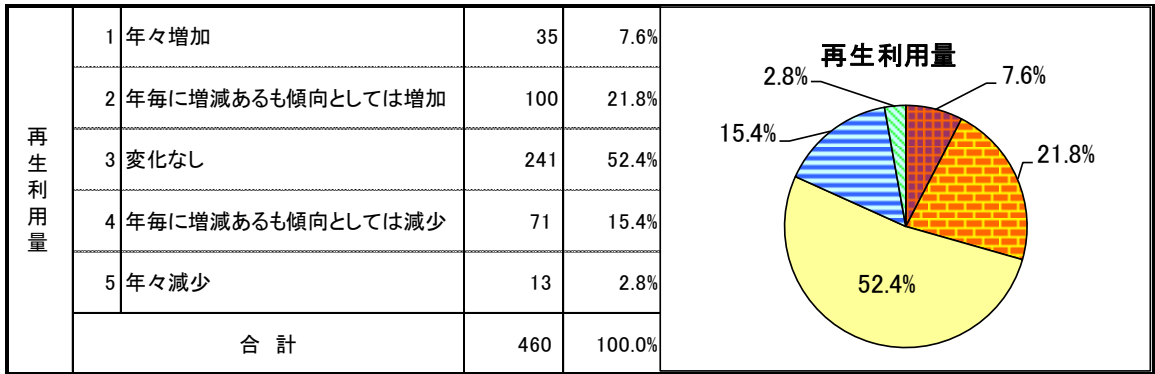
■ 年々増加 ■ 年毎に増減あるも傾向としては増加 ■ 変化なし ■ 年毎に増減あるも傾向としては減少 ■ 年々減少

焼却処理量は、「変化なし」が57.7%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて23.3%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて19.0%と、減少の割合が高い。

焼却を除く中間処理量についても、「変化なし」が50.4%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて24.9%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて24.7%と、ほぼ同じ割合である。

最終処分量についても、「変化なし」が50.8%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて29.0%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて20.2%と、減少の割合が高い。

<再生利用量>

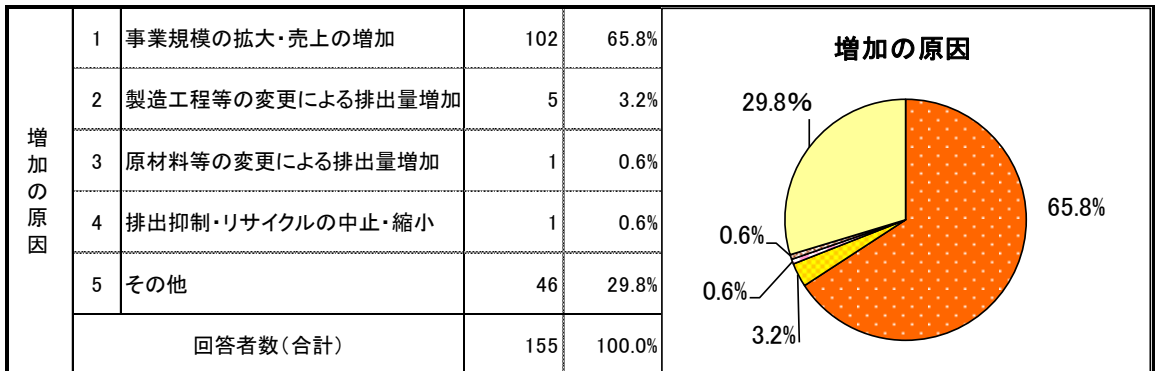


■ 年々増加 ■ 年毎に増減あるも傾向としては増加 ■ 変化なし ■ 年毎に増減あるも傾向としては減少 ■ 年々減少

再生利用量は、「変化なし」が52.4%と多いが、増減で比較をすると、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて18.2%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて29.4%と、増加の割合が高い。

イ 排出量の増加・減少の原因について

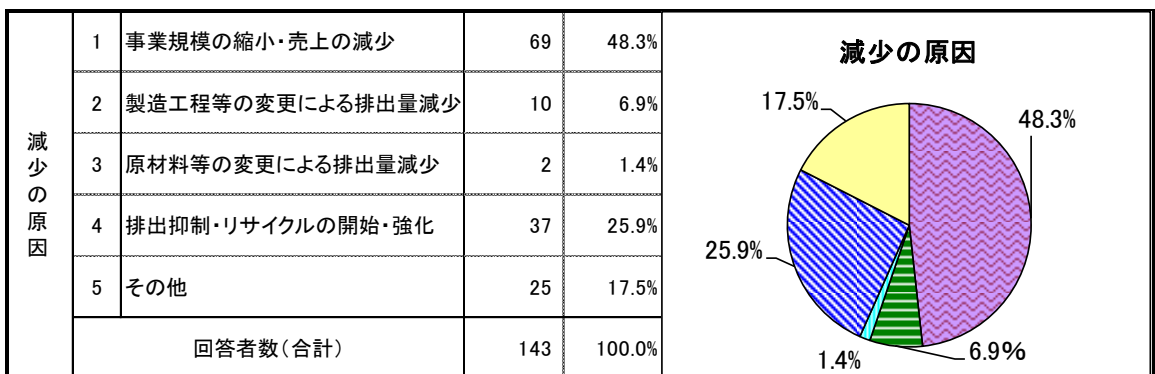
<増加の原因>



■ 事業規模の拡大・売上の増加 ■ 製造工程等の変更による排出量増加 ■ 原材料等の変更による排出量増加
■ 排出抑制・リサイクルの中止・縮小 ■ その他

排出量増加の主な原因については、「事業規模の拡大、売上の増加」が65.8%と最も割合が高い。「製造工程等の変更」を原因とする回答は少なく、「原材料等の変更」や「排出抑制・リサイクルの中止、縮小」が原因であるとの回答は1件ずつであった。

<減少の原因>

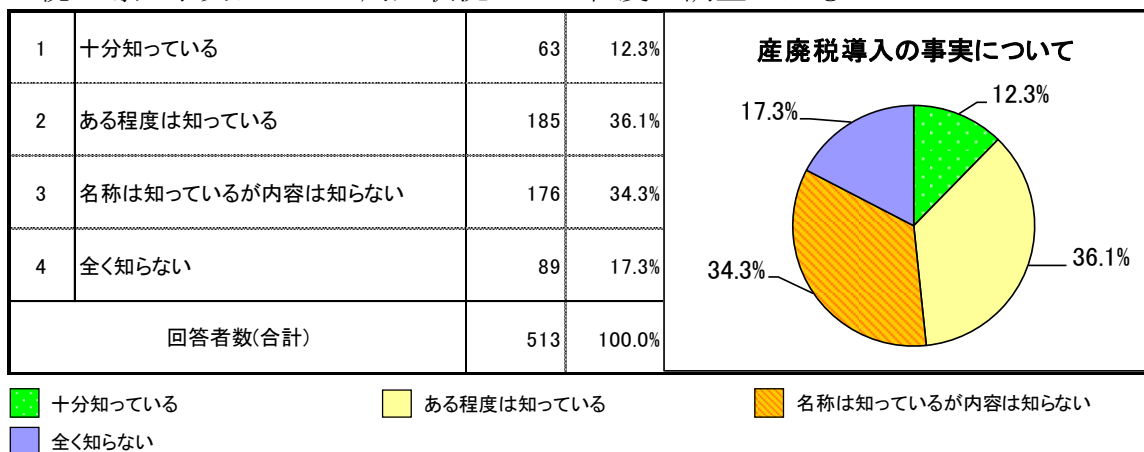


■ 事業規模の縮小・売上の減少 ■ 製造工程等の変更による排出量減少 ■ 原材料等の変更による排出量減少
■ 排出抑制・リサイクルの開始・強化 ■ その他

排出量減少の主な原因については、「事業規模の縮小・売り上げの減少」が48.3%と最も割合が高いが、「排出抑制・リサイクルの開始・強化」や「製造工程等の変更による排出量減少」、「原材料等の変更による排出量減少」とした回答を合わせると34.2%あり、なんらかの排出抑制の取組を行った結果、排出量が減少したとの回答は全体の約3割となっている。

(2) 産業廃棄物税の導入の事実について

税の導入事実について周知状況がどの程度か調査したもの

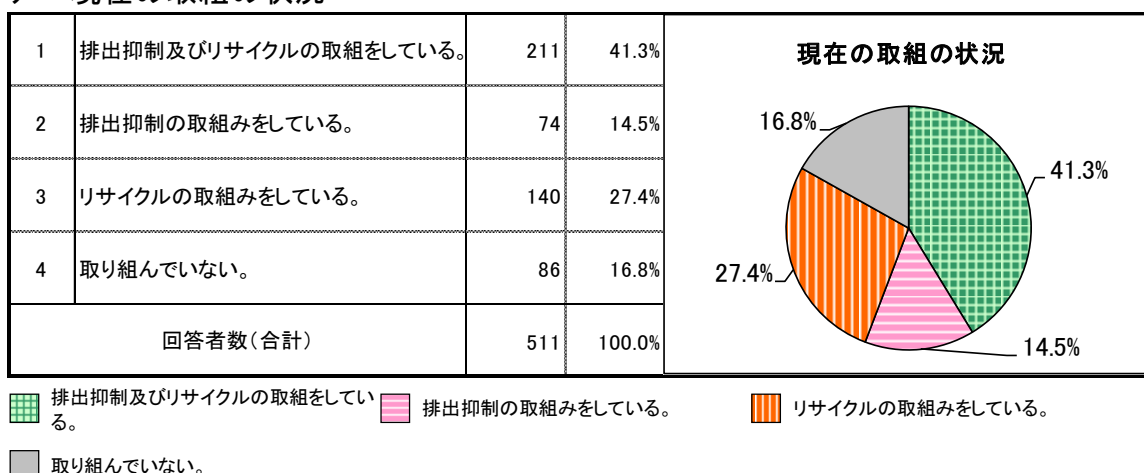


「十分知っている」が12.3%、「ある程度は知っている」が36.1%と、合わせて48.4%が、産業廃棄物税について知っているとの回答だが、「名称は知っているが内容は知らない」が34.3%、「全く知らない」が17.3%であった。

(3) 産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について

税の導入に伴う排出抑制、再生利用の取組の変化や影響等を調査したもの

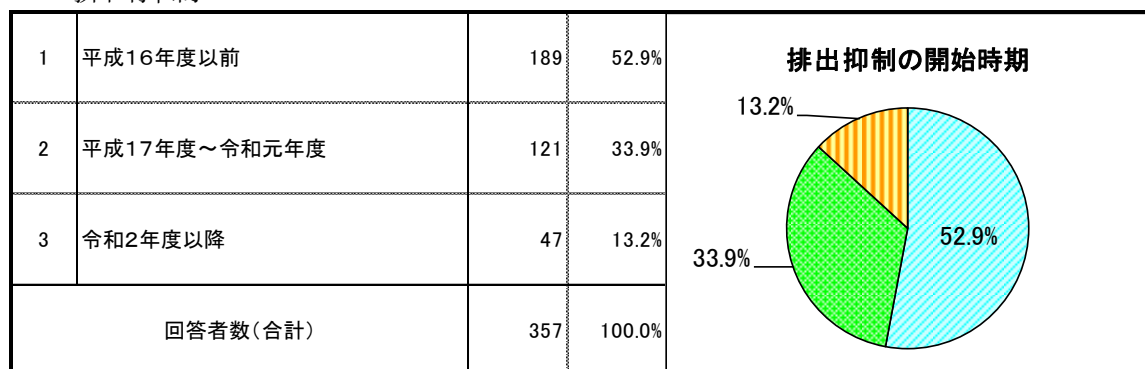
ア 現在の取組の状況



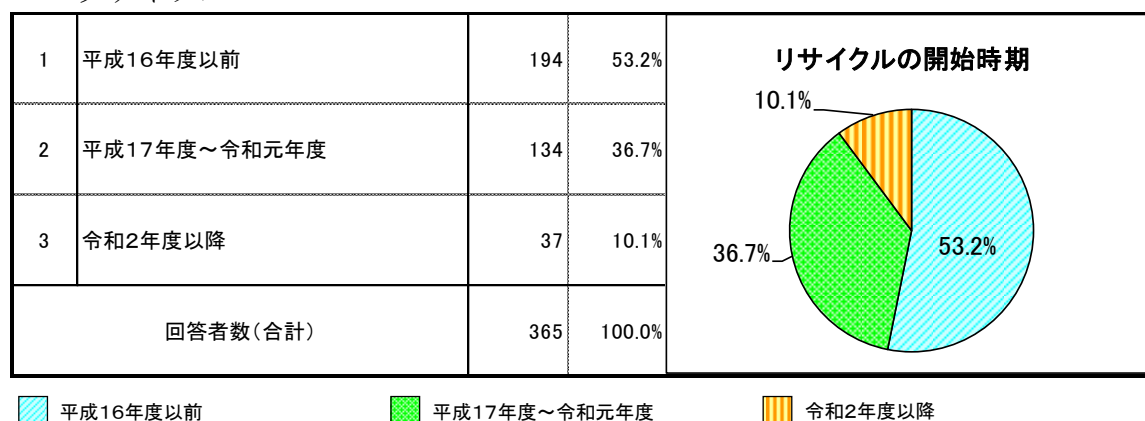
調査時点における、産業廃棄物に対する排出抑制やリサイクルの取組状況を尋ねたところ83.2%と、8割以上の事業所においてこれらの取組を進めているが、取り組んでいない事業所も16.8%存在する。

なお、取り組んでいない理由についての調査結果は、後述する。

イ 取組開始時期 排出抑制



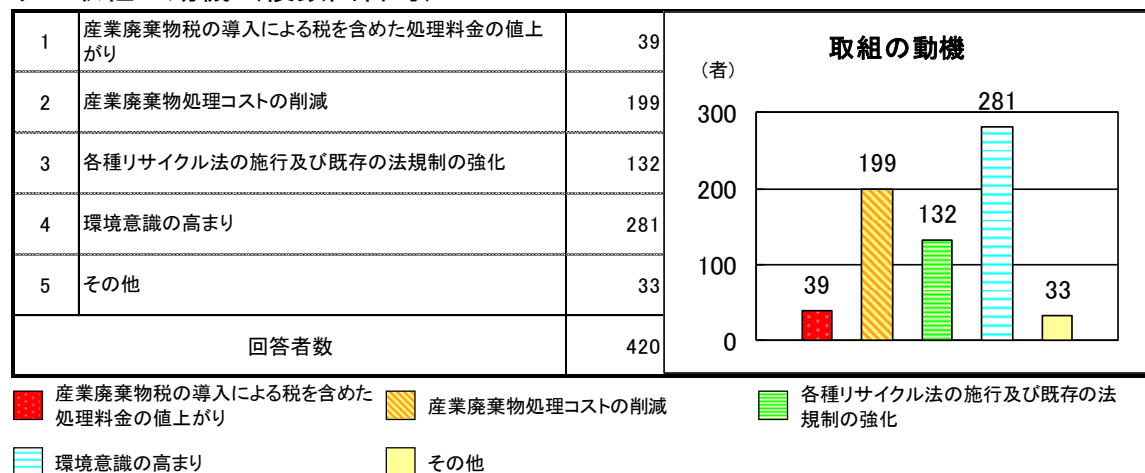
リサイクル



「ア 現在の取組の状況」で何らかの取組を行っているとは回答した業者に、排出抑制の取組の開始時期を尋ねたところ、条例制定前である平成16年度以前に取組を開始したとの回答が約半数あったが、制定後の平成17年度以降に開始したとの回答が約4割を超え、取組の広がりをみせている。

リサイクルの取組の開始時期についても同様の傾向であり、平成16年度以前に取組を開始したとの回答が約半数あったが、制定後の平成17年度以降に開始したとの回答が約3割を超え、取組の広がりをみせている。

ウ 取組の動機（複数回答可）

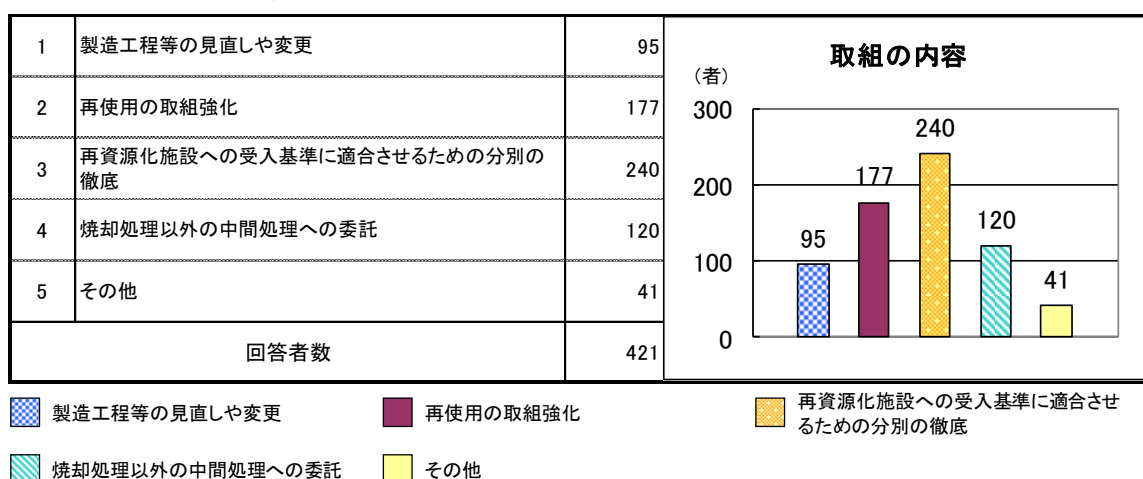


排出抑制やリサイクルの取組開始の動機を尋ねてみると、「環境意識の高まり」が281件、「処理コストの削減」が199件など、事業者の自主的な取組が主な動機となっているようである。

次いで回答が多かった項目は「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」であり、開始時期の意識調査からも見られるように、建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法が整備、充実されてきたことも動機の一つと考えられる。

「その他」の具体的な記述内容をみても、ISO14001認証取得やエコアクション等の自主的な取組、規制強化や法令遵守を動機とする回答が目立つ。

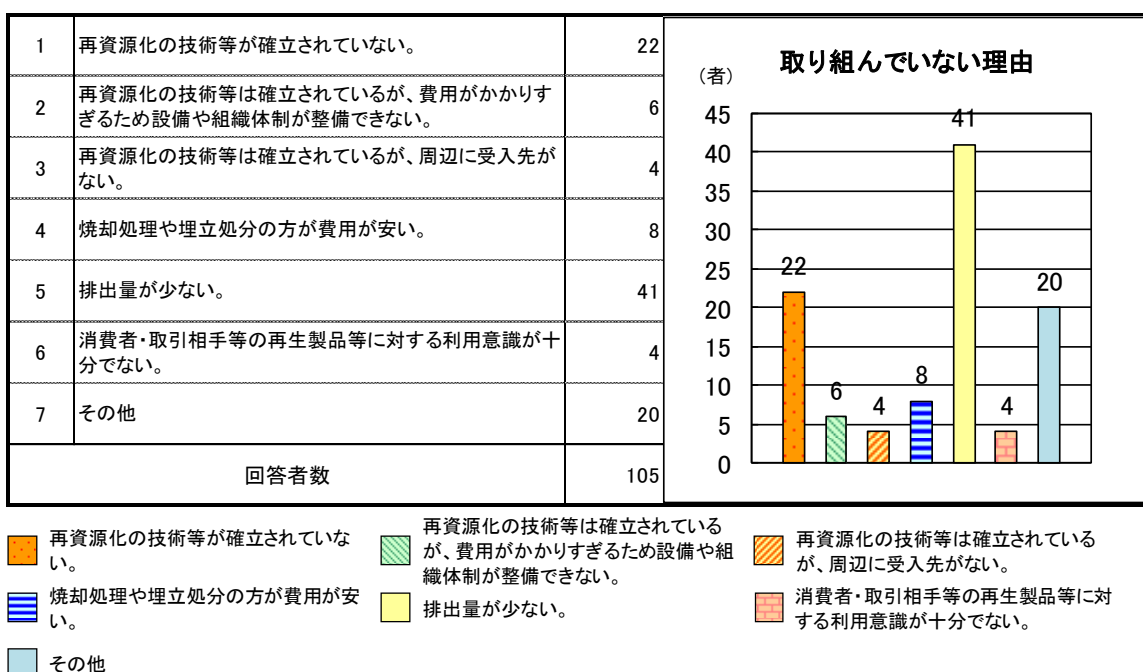
エ 取組の内容（複数回答可）



取組の内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が240件と最も多く、次いで「再使用の取組強化」が多かった。

「その他」の具体的な記述をみると、廃棄物の分別を徹底して有価物として売却等の回答があり、各事業所で工夫している状況が見受けられる。

オ 取り組んでいない理由（複数回答可）

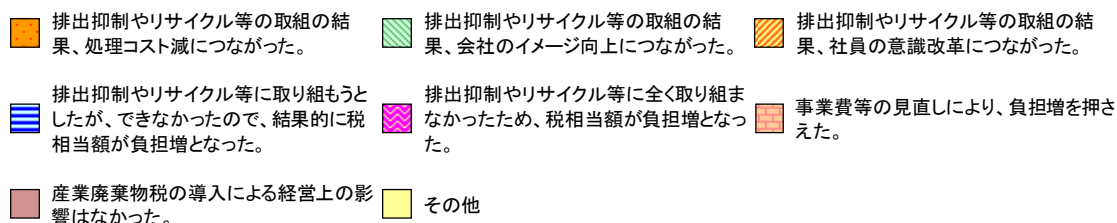
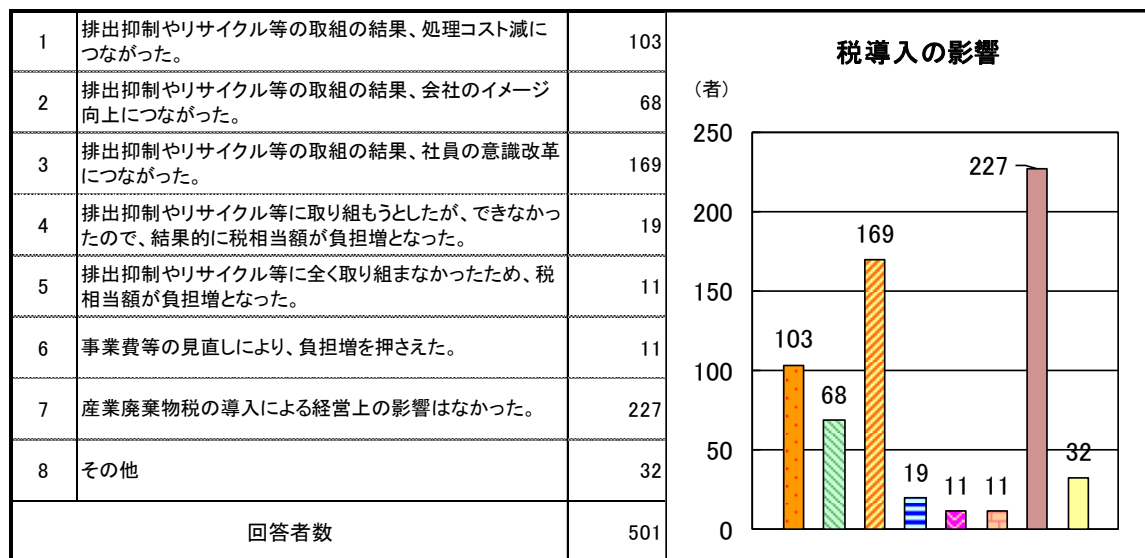


「ア 現在の取組の状況」で排出抑制等に「取り組んでいない」と回答した事業者に理由を尋ねたものである。

最も多かった回答は「排出量が少ない」であり、次いで「再資源化の技術等が確立されていない」であった。「再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」や「焼却処理や埋立処分の方が費用が安い」というコスト面を理由とする回答も見受けられる。

また、その他には、感染性産業廃棄物等、リサイクルできるようなゴミの排出がないとの意見があった。

カ 税導入の影響(複数回答可)



税の導入に伴う経営上の影響については、「税導入による経営上の影響はなかった」が227件と最も多く、次いで「社員の意識改革につながった」、「処理コスト減につながった」など肯定的な回答を選択した事業者が多く、税導入により既に行っていた取組を見直し、後押しするきっかけになったものと思われる。

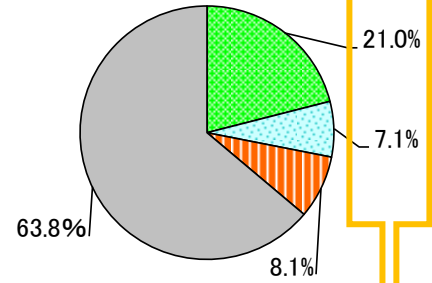
(4) 産業廃棄物税の制度について

税制度のねらいや期待した効果に係る意見を調査したもの

ア 税相当額の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	107	21.0%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	36	7.1%
3	転嫁が行われていない。	41	8.1%
4	わからない。	325	63.8%
回答者数(合計)		509	100.0%

税相当額の転嫁の有無



■ 転嫁が行われている。

■ 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。

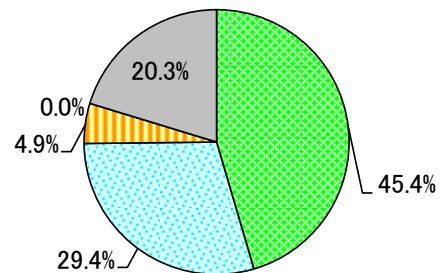
■ 転嫁が行われていない。

■ わからない。

イ 税相当額の転嫁の的確性

1	的確な税相当額が転嫁されている。	65	45.4%
2	ほぼ的確な税相当額が転嫁されている。	42	29.4%
3	あまり的確な税相当額の転嫁がされていない。	7	4.9%
4	税相当額の転嫁が全的確でない。	0	0.0%
5	的確かそうでないかはわからない。	29	20.3%
回答者数(合計)		143	100.0%

税相当額の転嫁の的確性



■ 的確な税相当額が転嫁されている。

■ ほぼ的確な税相当額が転嫁されている。

■ あまり的確な税相当額の転嫁がされていない。

■ 税相当額の転嫁が全的確でない。

■ 的確かそうでないかはわからない。

※転嫁とは、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金に中間処理後の残さに対する税相当額を上乗せすること。

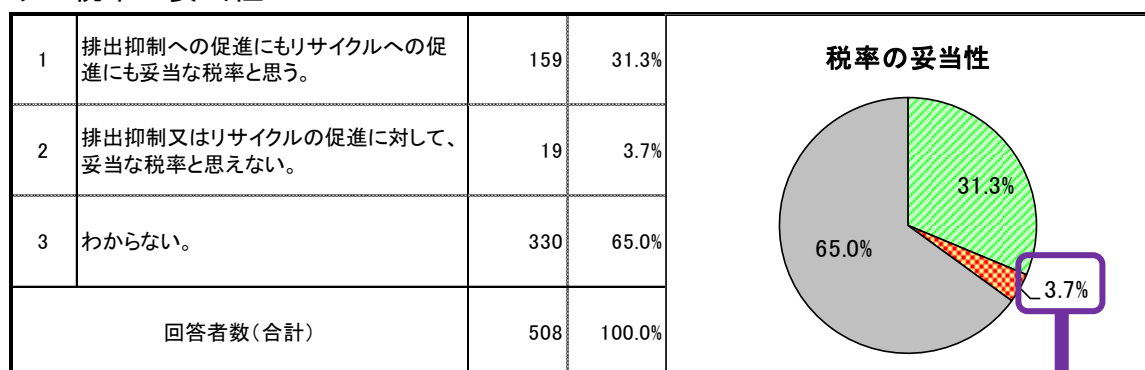
税の転嫁について見ると、その有無が「わからない」が63.8%と6割近くを占める。これは、事業者の多くが焼却や埋立を直接委託せず、再生利用を意識した前処理を委託するため、処理料金に税相当額が含まれていても意識できていないことが考えられる。

「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」、「転嫁が行われていない」がそれぞれ1割に満たないのに対し、「転嫁が行われている」は約2割となっている。

「転嫁が行われている」、「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」と回答した事業者に転嫁の的確性について尋ねたところ、「的確な税相当額が転嫁されている」が45.4%、「ほぼ的確な税相当額が転嫁されている」が29.4%、合わせて74.8%と7割強に達し、概ね的確な転嫁が行われていると判断される。

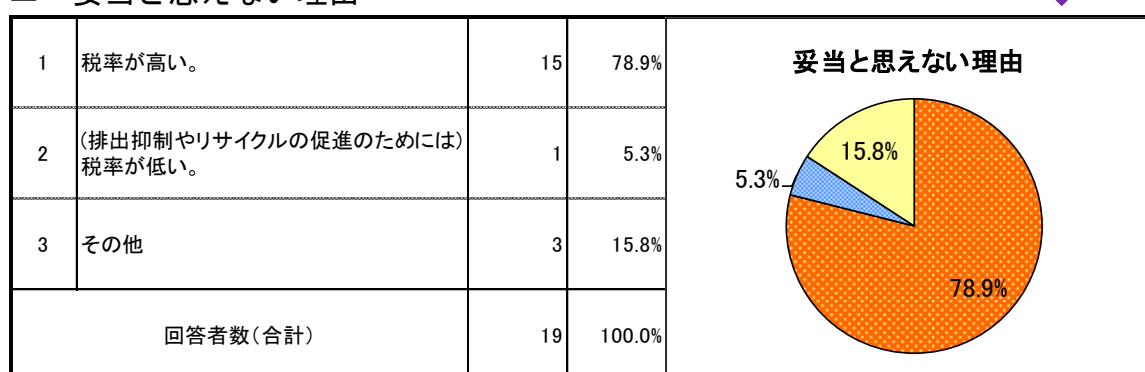
なお、「Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について」の問いに「十分知っている」及び「ある程度知っている」と回答した事業者に関しては、「的確な税相当額が転嫁されている」との回答が5割を超えていた。

ウ 税率の妥当性



■ 排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。
 ■ 排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。
 ■ わからない。

エ 妥当と思えない理由



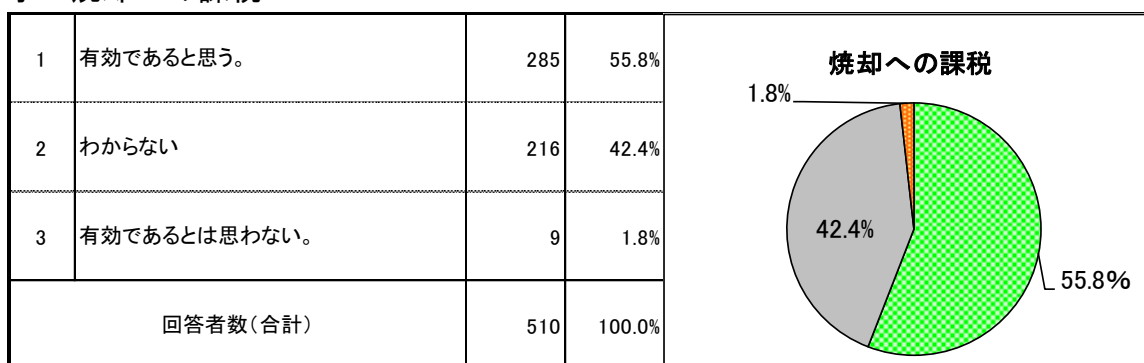
■ 税率が高い。
 ■ (排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い。
 ■ その他

税率の妥当性については、「わからない」が65.0%を占めるが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」が31.3%であり、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思えない」は少数意見である。

「排出抑制又はリサイクルの促進にも妥当な税率と思えない」理由については、「税率が高い」との回答が多いが、「税率が低い」との回答もあった。

なお、「Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について」の問いに「十分知っている」及び「ある程度知っている」と回答した事業者に関しては、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」との回答が5割近くあった。

オ 焼却への課税

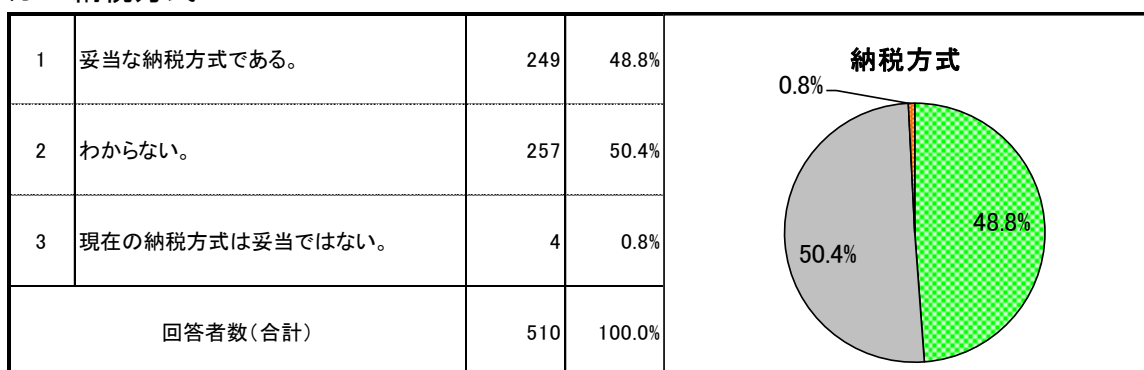


■ 有効であると思う。
 ■ わからない
 ■ 有効であるとは思わない。

本県の税の特徴である中間処理施設への搬入段階のうち焼却施設への搬入段階に課税する制度については、「有効であると思う」が55.8%と6割近くを占め、有効でないとする意見は少数である。

なお、「Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について」の問いに「十分知っている」及び「ある程度知っている」と回答した事業者に関しては、「有効であると思う」との回答が7割近くあった。

カ 納税方式



■ 妥当な納税方式である。
 ■ わからない
 ■ 現在の納税方式は妥当ではない。

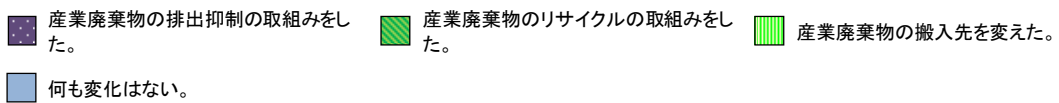
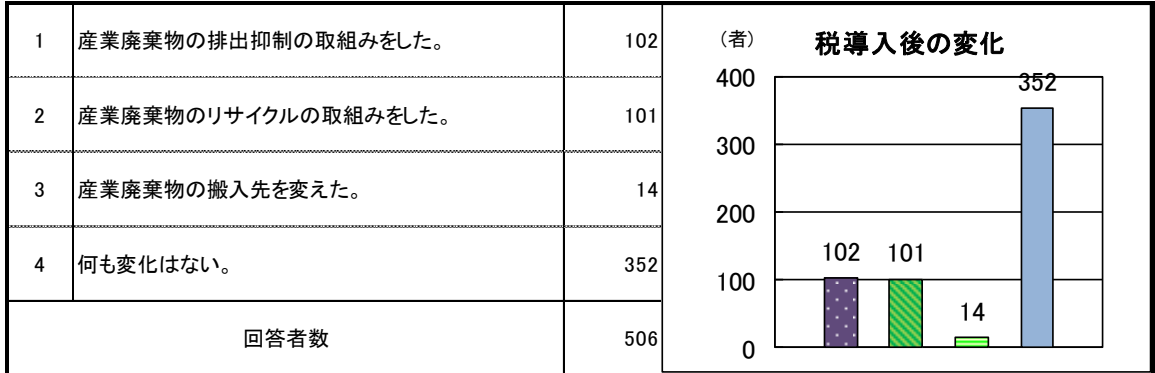
納税方式は、主に特別徴収制度に係ることであるが、「妥当な納税方式である」が48.8%と約半数を占める一方、「現在の納税方式は妥当ではない」もごく少数あった。

なお、「Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について」の問いに「十分知っている」及び「ある程度知っている」と回答した事業者に関しては、「妥当な納税方式である」との回答が6割強となっている。

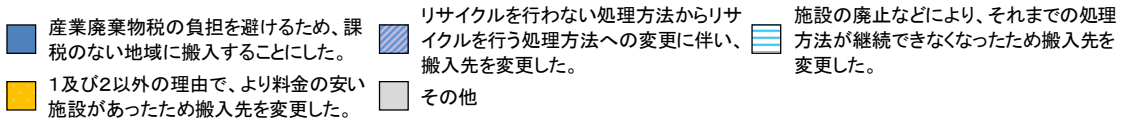
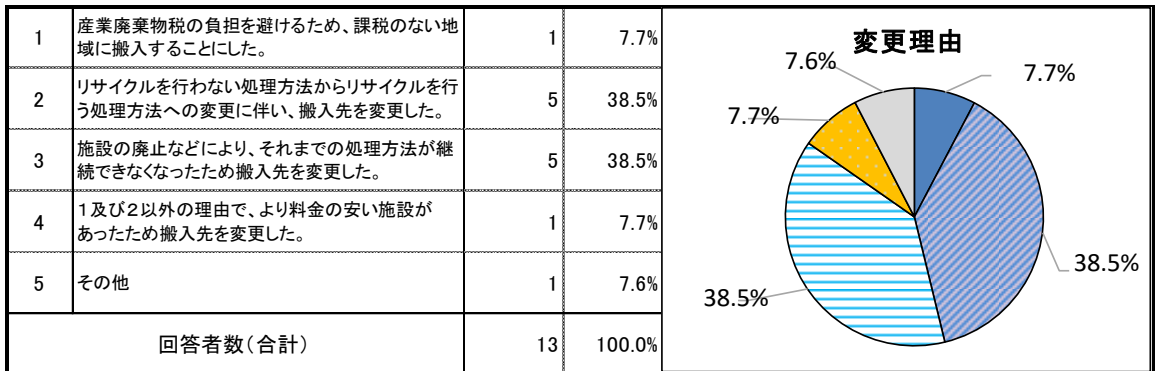
(5) 産業廃棄物税の広域的導入について

税の広域的導入に伴う取組等の変化を調査したもの

ア 税導入後の変化（複数回答可）

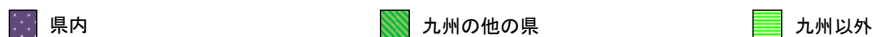
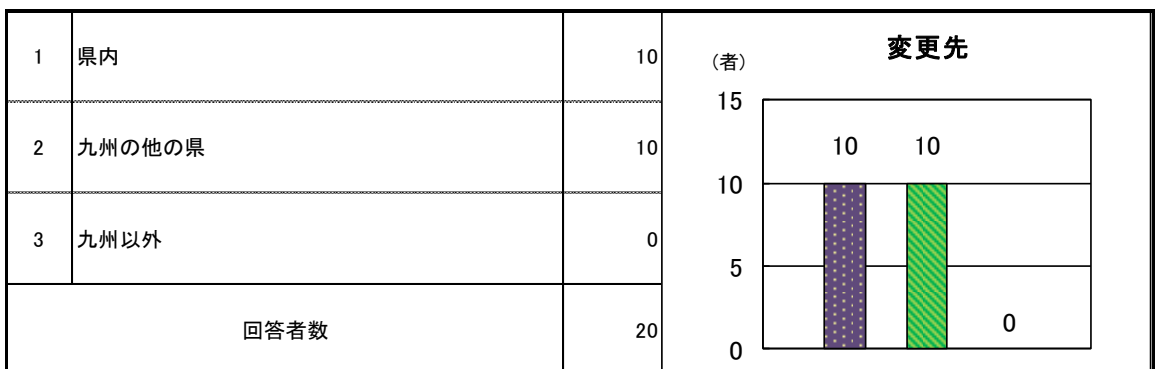


イ 変更理由（「産業廃棄物の搬入先を変えた」理由）



※ (5) アで「産業廃棄物の搬入先を変えた」と回答した14者のうち1者が回答していないため、回答者数は13者。

ウ 搬入場所の変更先（複数回答可）



県内

1	北九州市	4
2	福岡市	1
3	それ以外の地域	5

九州の他の県

1	佐賀県	2
2	長崎県	0
3	熊本県	5
4	大分県	3
5	宮崎県	0
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

九州以外

1	中国地方	0
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	0

産業廃棄物税を九州各県一斉で導入したことによる変化については、「変化なし」が最も多いが、それを除けば「排出抑制の取組をした」、「リサイクルの取組をした」との回答が多く、排出抑制やリサイクルの取組を推進していることが認められる。

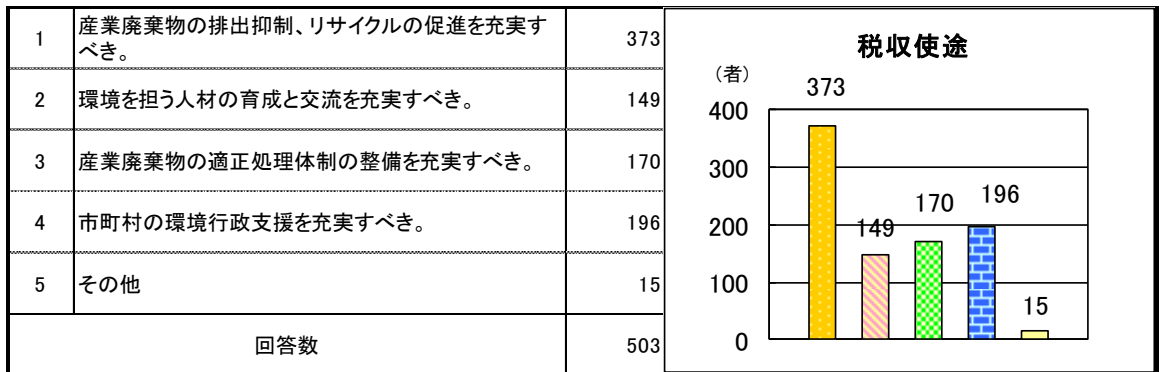
搬入先を変えた中では、「リサイクルを行う処理方法への変更に伴う搬入先の変更」が3割を超え、前述の「リサイクルの取組をした」等を含め、排出事業者に対するリサイクルへの誘導効果があったと思われる。

また、「負担を避けるため課税のない地域に搬入した」との回答は1件のみであり、本県から課税を避けるための他地域への搬出はほとんど生じなかったと思料される。

(6) 産業廃棄物税の税込用途について

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進、環境を担う人材の育成と交流、産業廃棄物の適正処理体制の整備、市町村の環境行政支援の4つを柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきか調査したものの

< 産業廃棄物税の税込用途について (複数回答可) >



産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を充実すべき。
 環境を担う人材の育成と交流を充実すべき。
 産業廃棄物の適正処理体制の整備を充実すべき。
 市町村の環境行政支援を充実すべき。
 その他

税込用途については、「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を充実すべき」が373件との回答が多く寄せられた。

「市町村の環境行政支援を充実すべき」は196件、「産業廃棄物の適正処理体制の整備を充実すべき」が170件、「環境を担う人材の育成と交流を充実すべき」は149件であった。

「その他」でも、「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を充実すべき」に類する意見が多くみられた。

(7) 自由意見欄

「産業廃棄物税については増税しても良い」「産業廃棄物税は今後も継続すべきであるが、税率は現状維持を望む」「建設業や製造業で税率を分ける等対策が必要」という税制に関する意見が寄せられた。

また、「リサイクル処理を選択した方が、メリットがあるようにして、排出者の選択の動機付けになる施策を行ったがよい」というリサイクルに関する意見や、「排出規制やリサイクル促進に排出業者が投資する場合の補助金」等、税収の使途に関する意見もあった。

3 特別徴収義務者からの意見

条例施行後の状況に対する意見等を、特別徴収義務者により構成されている福岡県産業廃棄物納税推進協議会との意見交換会を実施して集約した。

その主なものは、産業廃棄物処理業界のイメージアップのPR、リサイクルの促進などに還元してほしい、税収を不法投棄の撤去費用などには充当しないでほしいとの意見であった。

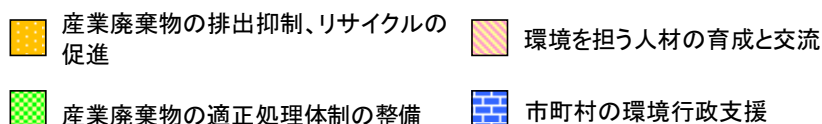
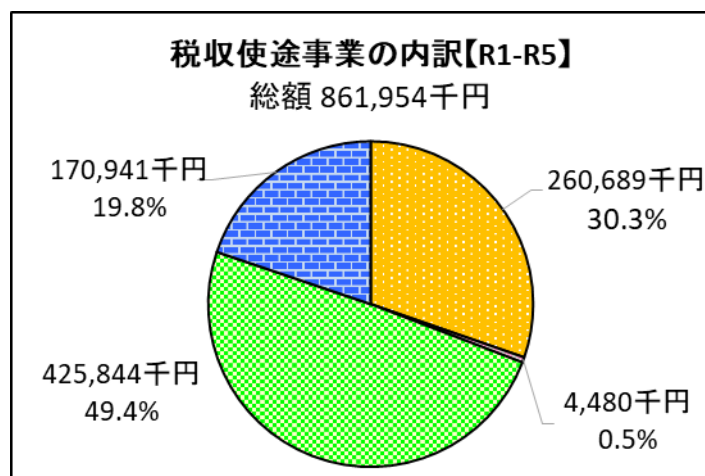
4 税収使途事業について

(1) 産業廃棄物税収使途事業のこれまでの実施事業（方針）について

産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物税条例第18条により、「産業廃棄物の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てなければならない。」と規定されている。

条例の規定を具体化するにあたり、税収を用いる事業（以下「税収使途事業」という。）については、施策の柱として「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「環境を担う人材の育成と交流」、「産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「市町村の環境行政支援」の4項目を位置づけてそれぞれの柱に属する事業を実施することにより、効果的な事業実施の確保を図っている。

また、広域化、巧妙化する産業廃棄物の不法投棄等不適正処理への未然防止対策を強化するため、新たな事業に対してさらに税収を充当することとした。



(2) 各事業の成果について

ア 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進(充当額：260,689千円[R1-R5合計])

産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルを促進するため、排出事業者及び処理業者に対する効果的で高度なリサイクル設備等の導入支援や、先進的なリサイクル技術の事業化を目指す企業・団体などの取組への支援を実施した。

① 産業廃棄物リサイクル施設整備費 129,006千円[R1-R5合計]

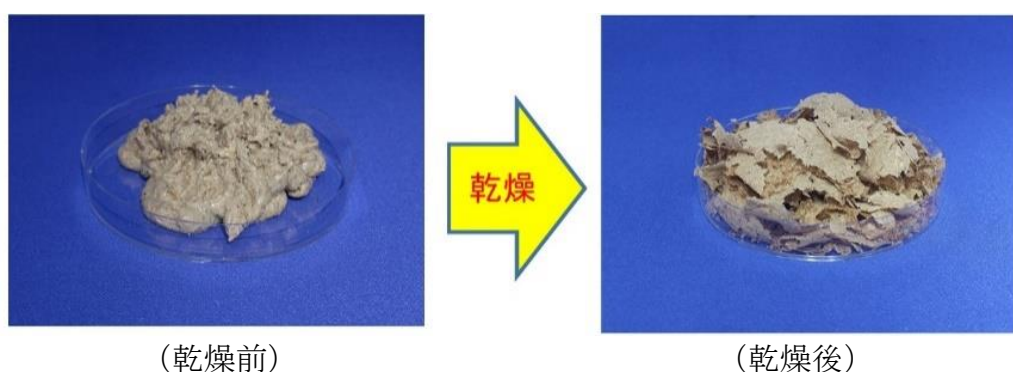
産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、産業廃棄物の減量化や資源の有効活用を図った。具体的には、先導性を有し、かつ、リサイクル・減量化効果が高い施設整備事業に対し、補助率1/3、補助額30,000千円の範囲内で補助を行った。

表 採択事業一覧[R1-R5] 8件

年度	事業内容	実施地	補助額(千円)
R1	採択なし	—	—
R2	絶縁油リサイクル事業	福津市	28,071
	光学式選別機による廃ガラス(自動車・太陽光パネル)からのリサイクルガラス事業	北九州市	7,429
R3	廃電池仕分自動選別システム設備の導入	北九州市	11,903
	電子材料向け高純度酸化タンタル、酸化ニオブを製造する際に発生するフッ化カルシウム汚泥の粉末化及び再生品化事業	大牟田市	6,483
	3R STATION(産業廃棄物選別工程へのAI選別ロボットの導入)	北九州市	17,114
R4	焼酎かす再資源化事業	久留米市	27,879
	使用済蛍光灯の処理・リサイクル事業	北九州市	7,621
R5	バイオマス発電所から排出される燃焼灰有効利用事業	宮若市	22,100

【事例】 焼酎かす再資源化事業 (R4年度)

従来は、年間約1,000tの焼酎かす(遠心分離固体分)が産業廃棄物として処分されていたが、乾燥設備導入により、約650tの減量化と乾燥かす350tの再資源化が可能となった。



② リサイクル製品活用促進費 31,673千円[R1-R5 合計]

リサイクル製品の認定制度を設け、リサイクル製品を認定するための審査や、製品検査を実施するとともに、認定された製品の普及促進を図るため、環境展への出展等を行った。

表 認定リサイクル製品販売実績額推移

年 度	H19	H20	～	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
総販売額 (百万円)	1,951	6,414	～	20,417	18,342	22,029	19,920	22,306
認定製品数	219	277	～	426	424	417	398	400



再生加熱アスファルト混合物



再生資源を含有した路盤材

③ リサイクル総合研究事業化センター推進費 53,941千円[R1-R5合計]

公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、産学官民と連携し、リサイクル技術と社会システムを一体的に開発するとともに、実践支援を行い、リサイクルの実用化及び地域定着を図った。

表 リサイクル技術の実用化件数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
件 数	2	3	3	2	3

【事例】濃縮バイオ液肥製造に関する事業化プロジェクト(R2～R4年度)

有機系バイオマス(し尿等)の処理で発生する消化液から、肥料成分の濃縮を行い、農業利用できる濃縮バイオ液肥の製造に関する施設を開発。



液肥濃縮施設



(左)濃縮前液肥、(右)濃縮後液肥

④ 廃棄物情報管理・提供システム運営費 46,069千円[R1-R5合計]

産業廃棄物の処理実績を集計する「廃棄物情報管理・提供システム」を活用し、福岡県全域における廃棄物の発生、処理の状況を把握することにより、廃棄物処理計画の進行管理を行うとともに、廃棄物の排出抑制、適正処理の促進に関する諸施策に活用した。

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進については、認定リサイクル製品が制度を開始した平成19年度と比べ、認定品目は約2倍、総販売額は約10倍に増加していることや、リサイクル施設が増加していること及び公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターで支援したリサイクル技術が毎年度2、3件実用化していることから、今後も推進していくこととする。

イ 環境を担う人材の育成と交流(充当額：4,480千円[R1-R5合計])

排出事業者、廃棄物の処理業者・再生事業者、再生品の利用事業者が、廃棄物や再生品の技術などに関する情報を共有し新たなリサイクルルートを実現するための支援を行うとともに、環境分野におけるネットワークを構築することを目的とした事業を実施した。

・ 環境人材育成・ネットワーク事業費 4,480千円[R1-R5合計]

環境研修や研究発表会、情報交換会の開催や展示会への出展を行うことにより、幅広く人材育成を図るとともに、リサイクル関連企業や大学関係者等とのネットワークの構築を行った。

表 研究発表会事業参加者数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加者数	106	130	113	156	158

環境を担う人材の育成は、循環型社会の形成に不可欠な基礎的事項である。研修には毎年一定数の参加者がおり、人材育成が進んでいることから、今後とも長期的な効果を視野に入れ、推進していくこととする。

ウ 産業廃棄物の適正処理体制の整備(充当額：425,844千円[R1-R5合計])

巧妙化する不法投棄等不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物処理に係る監視指導を強化するとともに、産業廃棄物の処理の安全性、信頼性を高めるための排出事業者責任の周知徹底等に取り組むことにより、適正処理体制を整備していくこととし、次のような事業を実施した。

① 産廃処理指導強化費 312,022千円[R1-R5合計]

警察官OBである廃棄物不法投棄等対策専門員を配置し、立入検査や監視パトロール車による巡回指導等を実施した。

表 監視立入件数及びそのうち指導に至った件数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
立入件数	5,538	4,671	4,289	4,664	4,384
指導件数	1,461	1,732	1,581	1,378	1,049

② 産廃不適正処理対策費 27,479千円[R1-R5合計]

排出事業者等に対する監視指導の強化、不法投棄等不適正処理の防止対策として、不法投棄撲滅キャンペーンや産業廃棄物運搬車両検問を行った。また、排出事業者や処理業者等の意識の醸成を図るために講習会を行った。

表 排出事業者、処理業者講習会の受講者数等

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
排出事業者	669	2,482	2,143	2,150	2,064
処理業者	1,794	2,888	2,991	3,003	3,294

※ 令和2年度以降は福岡県ホームページでの公開に変更したため閲覧数を計上。

③ 産業廃棄物処分業者実務研修事業費 8,574千円[R1-R5合計]

産業廃棄物処理業者の資質向上及び産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、公益社団法人福岡県産業資源循環協会が産業廃棄物処理業者を対象に実施する関連法規の内容や手続き等に係る研修事業の経費の一部を助成した。

表 研修参加者数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加者数	609	326	387	505	447

④ 産業廃棄物監視指導強化事業費 67,369千円[R1-R5合計]

中間処理施設に起因する不適正処理事案の長期化、拡散の未然防止・早期対応を図り、また、県外排出事業者に対して管轄自治体と連携して監視指導を強化することにより、改善コストの低減や行政代執行の回避によるコストの低減を図った。

また、撮影用カメラ及び赤外線カメラを搭載したドローンを各保健福祉環境事務所に配備し、中間処理施設や最終処分場等への立入検査の際に活用した。

表 立入検査におけるドローンの飛行回数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
飛行回数	117	105	129	69	72



最新型小型赤外線カメラ搭載ドローン

(参考) 本県における不法投棄等不適正処理の推移(1件当たり10t以上のもの)

	年度	H17	H18	H19	～	R1	R2	R3	R4	R5
不法投棄	件数	5	2	5	～	0	2	0	1	0
	量(t)	887	171	103	～	0	40	0	24	0
不適正処理 (不法投棄以外)	件数	7	6	3	～	0	0	1	0	0
	量(t)	916	3,451	2,165	～	0	0	2,750	0	0

産業廃棄物の適正処理体制の整備については、監視指導体制の強化等により、税導入当初に比べて近年は大規模な不法投棄等不適正処理件数及び不法投棄量が減少傾向にあり、抑止力が働いていると考えられる。一方で、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理は、広域化・巧妙化・悪質化の傾向があることなどから、不法投棄等不適正処理の未然防止対策のため、効果を図りつつ実施していくこととする。

エ 市町村の環境行政支援(充当額: 170,941千円[R1-R5合計])

産業廃棄物の適正処理の促進に向けて、処理施設周辺の環境対策や不法投棄の監視体制の整備などの各種施策に積極的に取り組む市町村に対する支援を行うことを目的として、保健所設置市に対しては「保健所設置市産廃対策交付金」を、それ以外の市町村の取組については「市町村産廃対策支援事業費補助金」を、それぞれ交付した。

① **保健所設置市産廃対策交付金 150,698千円[R1-R5合計]**

産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所設置市(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市)が実施する事業を対象として交付金を交付した。

表 保健所設置市産廃対策交付金の実績

(単位: 千円)

年度	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計
R1	11,649	9,857	8,065	8,065	37,636
R2	10,350	8,758	—	7,166	26,274
R3	9,590	8,114	—	6,639	24,343
R4	12,262	10,375	—	8,489	31,126
R5	12,260	10,374	—	8,488	31,122

※ 大牟田市は、令和元年度末に保健所を廃止。

表 各保健所設置市の事業実績(主な事業)

北九州市	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄多発時間帯でのパトロールの実施、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置 産業廃棄物の減量化やリサイクルに関する技術情報を事業者へ提供 処理施設の適正処理の確認、指導及び水質検査 環境イベントによる啓発
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務嘱託員や産廃指導専門員の設置 閉庁日の監視体制の整備
大牟田市	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラ、夜間パトロール及び警察OB職員の配置等による不法投棄の予防 不法投棄地への看板設置 環境イベントや広報誌による市民啓発
久留米市	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラ、休日夜間パトロール及び警察OB嘱託職員の配置による不法投棄防止 不法投棄防止用看板の設置 産業廃棄物処理業者等への立入調査・指導 最終処分場、不法投棄現場周辺での水質調査、及び焼却施設でのダイオキシン類調査 環境イベントや広報誌による啓発

② 市町村産廃対策支援事業費 20,243千円[R1-R5合計]

保健所設置市以外の市町村が、産業廃棄物の適正処理を推進するために実施する環境調査などの対策事業や、不法投棄防止対策として実施する監視カメラの設置等に対し、補助金を交付した。

表 市町村産廃対策支援事業詳細

事業名		対象	事業内容	補助率	補助額
産業廃棄物適正処理確認事業	周辺地域環境調査事業	産業廃棄物最終処分場の周辺地域がある市町村	最終処分場周辺地域の環境調査（水域水質調査、水域底質調査、地下水水質調査）に対する補助	1/2以内	3,000千円以内
	廃棄物確認調査事業		最終処分場に搬入される廃棄物の確認調査（委託費）に対する補助		
不法投棄防止対策事業		市町村	監視カメラ、看板等の工作物の設置などに対する補助	1/3以内	1,000千円以内

表 市町村産廃対策支援事業申請の事績一覧

年度	産業廃棄物適正処理確認事業 実施市町村数		不法投棄防止 対策事業実施 市町村数	補助金交付 市町村数	補助金交付額 (千円)
	周辺地域 環境調査事業	廃棄物確認 調査事業			
R1	2市	1市	2町	3市2町	5,171
R2	3市	1市	1市1町	4市1町(※)	3,052
R3	3市	1市	1市1町	5市1町	3,719
R4	3市	1市	2市1町	5市1町(※)	5,490
R5	3市	1市	—	4市	2,986

※ 同年度中に2つ以上の事業を実施する自治体があるため合計市町村数が異なる

市町村の環境行政支援については、市町村に対する支援により、産業廃棄物の適正処理に対する一定の効果が確認されるため、今後もこれらの事業を実施していくこととする。

VI 産業廃棄物税の効果等

1 産業廃棄物量の推移に見る効果

産業廃棄物税の導入効果を検証する中で、近年の産業廃棄物の処理・処分の状況や課税状況の推移等を概観すると、県外廃棄物を含む課税施設への搬入量は増減を繰り返しているが、県内発生産業廃棄物の発生量及び排出量は、税導入当初と比べると減少していることに加え、最終処分率が低減していることから、事業者の努力により排出抑制やリサイクルの促進がなされていることが分かる。

2 事業者の意識と取組に対する効果

排出事業者に対する意識調査の結果、産業廃棄物処理の状況については、発生量・排出量ともに減少傾向にあると回答した事業者より、増加傾向にあると回答した事業者が多いものの、焼却処分量・最終処分量については減少傾向にあるとした事業者が多いとの結果が出ている。また、再生利用量について、増加傾向にあるとした事業者が多いことから、排出事業者のリサイクルの取組開始や意識の変化により、処分量が減少し、再生利用に回る量が増えていると考えられる。

税制度については、税率や納税方式等のいずれも比較的妥当と受け止められている。九州各県で一斉に導入したことによる取組等の変化については、排出抑制やリサイクルに取り組んだとの回答も多く、排出抑制やリサイクルへの誘導効果が認められる。

3 税収使途事業の効果

税収使途事業については、条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られている。

リサイクルの促進に係る事業の実施により、認定リサイクル製品の販売実績及びリサイクル施設が増加しているほか、産業廃棄物の適正処理体制の整備や市町村の環境行政支援に係る事業の実施により、大規模な不法投棄等不適正処理の件数が減少するなどの事業効果が認められることから、各事業によって一定の効果が得られていると評価できる。

VII 結論

- 産業廃棄物税は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進、新たなリサイクル技術の実用化など一定の効果を発揮しており、今後も効果を期待できる。
- 産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少しているものの（令和3年度 約1,708万トン）、近年は概ね横ばいであることから、排出抑制やリサイクルの促進の取組は、なお重要な政策課題である。

以上のことから、本条例を引き続き施行し、今後5年を目途に施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。